

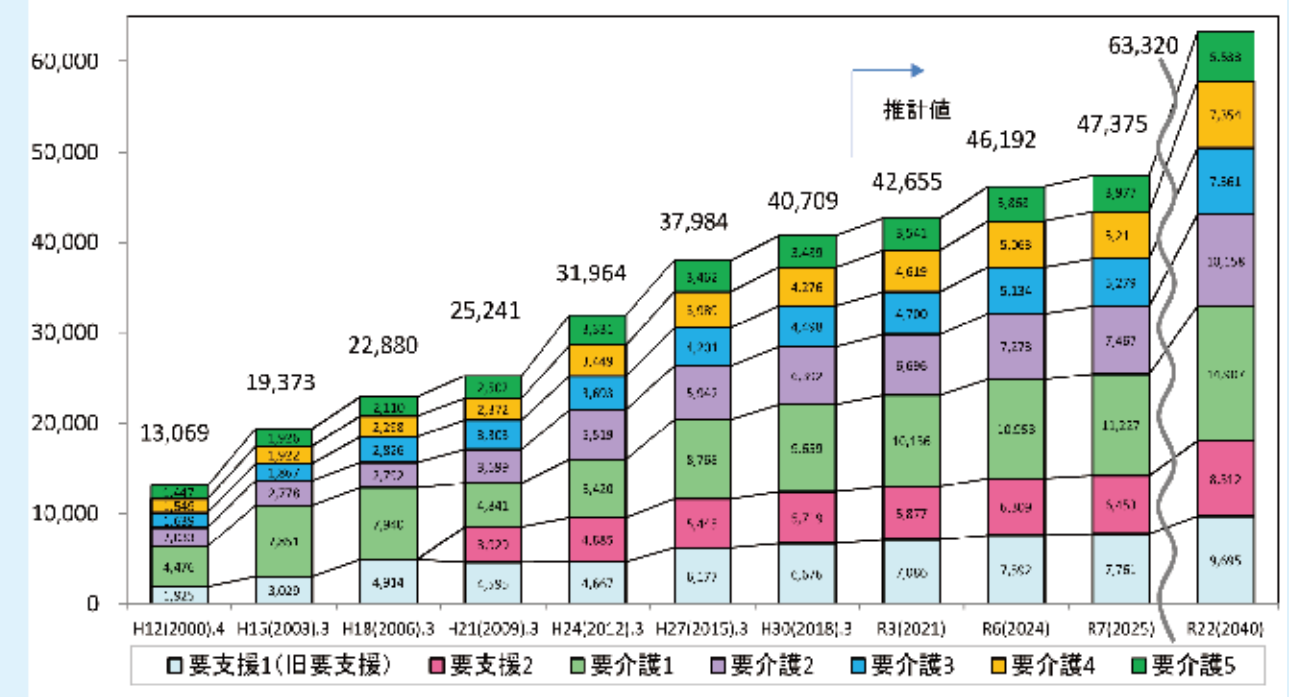
# 介護保険の現状と今後

現状

2000年から2020年までに要介護(要支援)認定者は 約1.3万人 から 約4.2万人 3倍  
要介護認定率 21.2%(2020年9月) 介護認定者の半数超は「要支援1.2」「要介護1」

今後

2040年には、要介護認定者は 約6.3万人(2.1万人増、+48.4%)  
要支援1、要支援2、要介護1の軽度者が全体の52.0%



今後

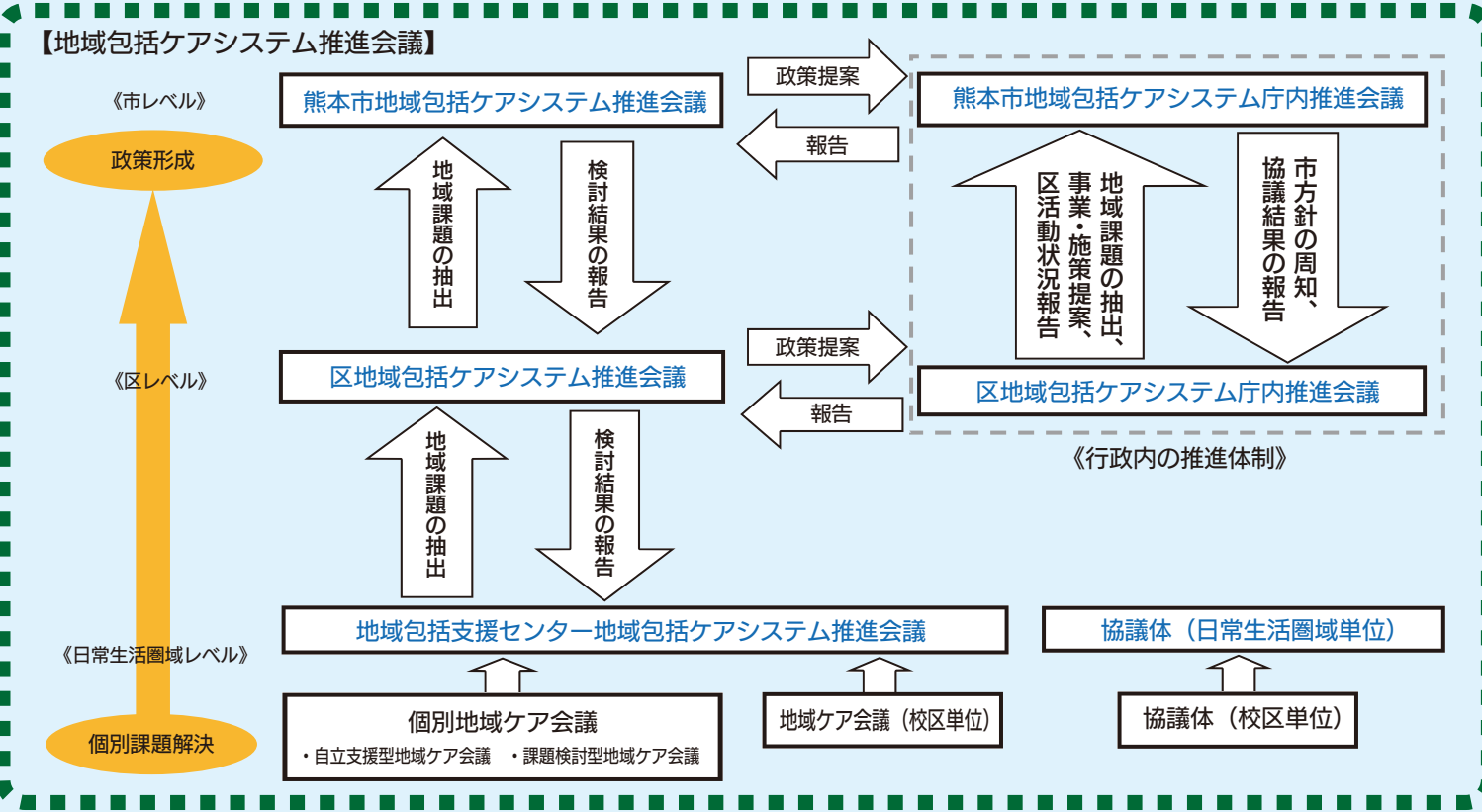
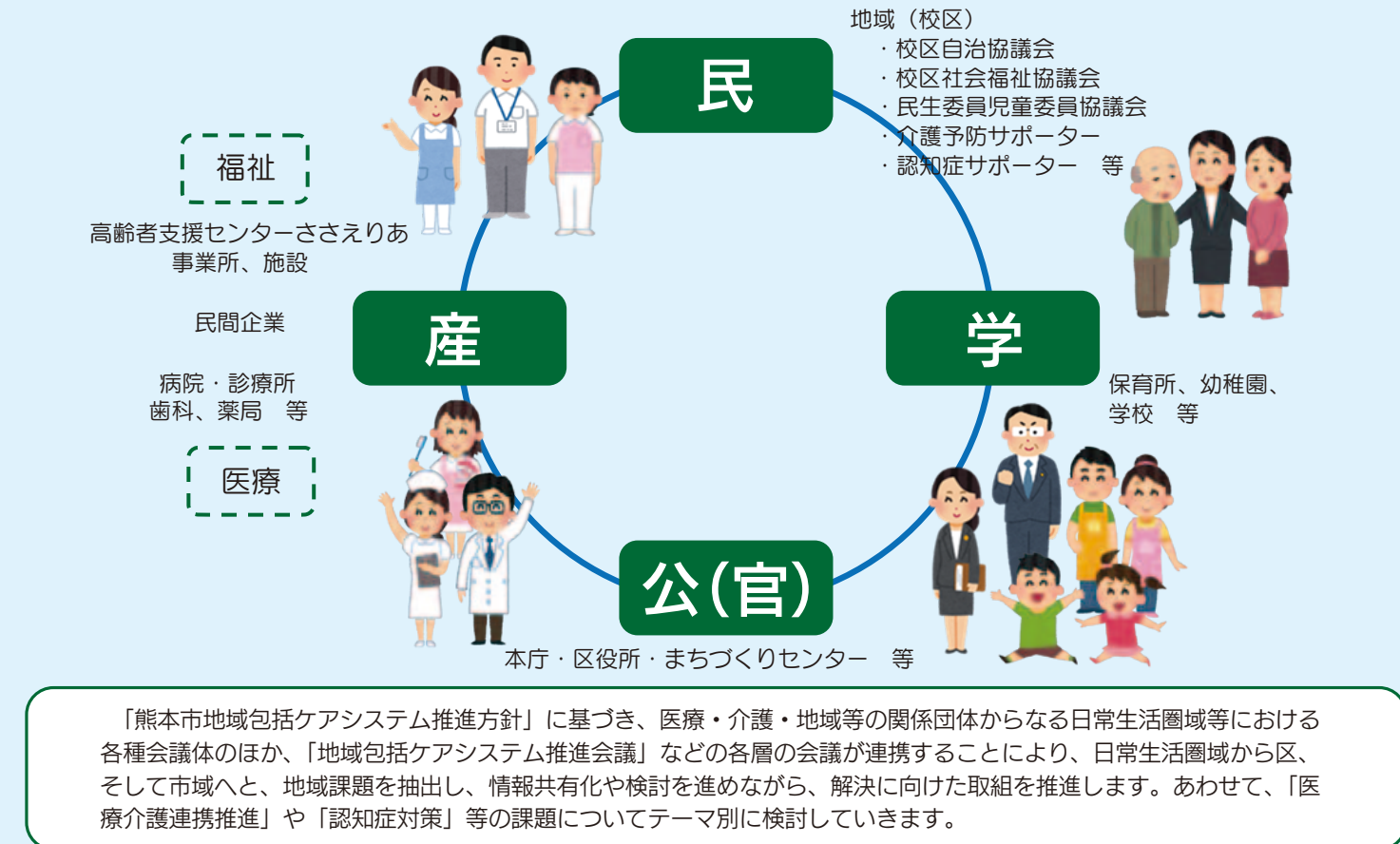
介護保険料 第8期基準月額が 6,400円 ⇒ 第9期は 7,326円(※)  
介護保険総事業費 第8期は 677億円 ⇒ 第9期は 745億円(※)  
高齢者人口や要介護認定率、介護サービス利用の増加により、給付費、保険料の上昇が考えられます。

|           | 第7期<br>(2019年) | 第8期(推計)<br>(2022年) | 第7期→第8期<br>伸率 | 第9期(推計)<br>(2025年) |
|-----------|----------------|--------------------|---------------|--------------------|
| 総人口       | 73.3万人         | 73.1万人             | ▲0.3%         | 73.0万人             |
| 第1号被保険者数  | 19.0万人         | 19.8万人             | 4.2%          | 20.5万人             |
| 65～74歳    | 9.4万人          | 9.3万人              | ▲1.1%         | 9.0万人              |
| 75歳以上     | 9.6万人          | 10.5万人             | 9.4%          | 11.6万人             |
| 要介護等認定者数  | 4.2万人          | 4.4万人              | 4.8%          | 4.7万人              |
| 介護保険給付費等  | 592.2億円        | 677.0億円            | 14.3%         | 745.2億円            |
| 保険料(基準月額) | 6,760円         | 6,400円             | ▲5.3%         | 7,326円             |

※第7期(2019年)は実績値、第8期(2022年)、第9期(2025年)はそれぞれ推計値となります。

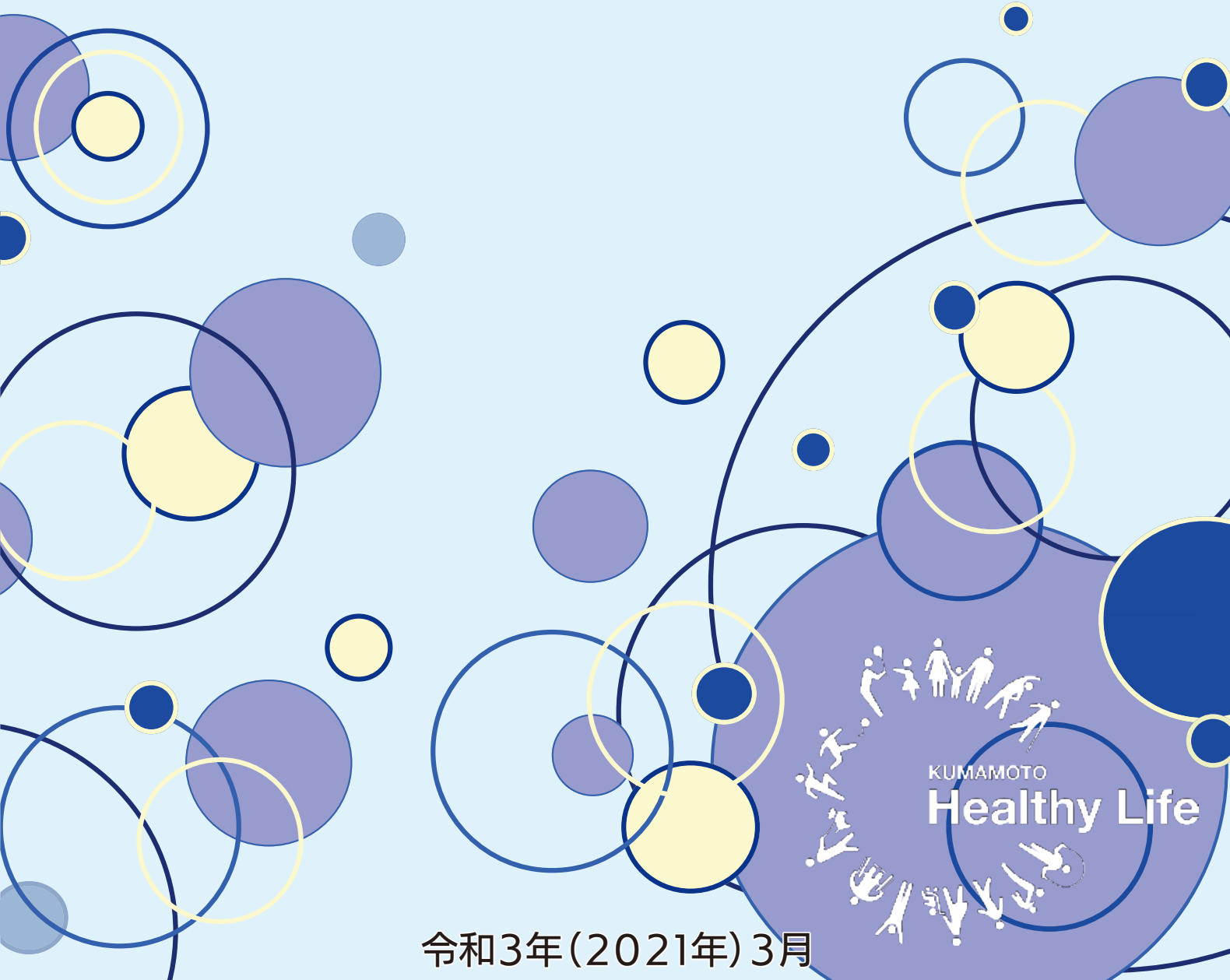
計画を推進するために

本計画の実施に当たっては、地域包括ケアシステムを推進する上で、「おたがいさま」のまちづくりの主役となる市民をはじめ、医療や介護の事業者、民間企業、行政など、多様な主体間の連携が求められます。



## くまもとはつらつプラン

令和3年度(2021年度)～令和5年度(2023年度)  
熊本市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画  
《概要版》



令和3年(2021年)3月



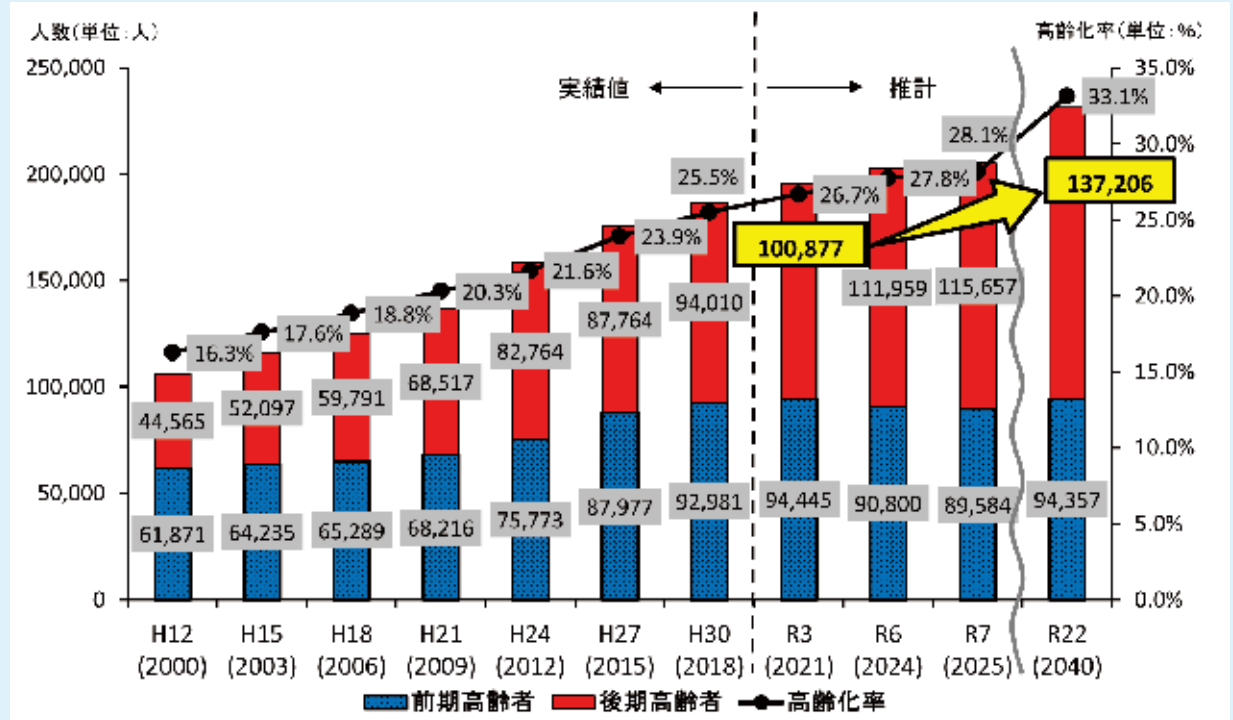
# 熊本市の高齢者や

現状

2000年から2020年までに高齢者は 約10.6万人 から 約19.3万人 1.8倍  
高齢化率は16.3%から26.3%(+10ポイント)

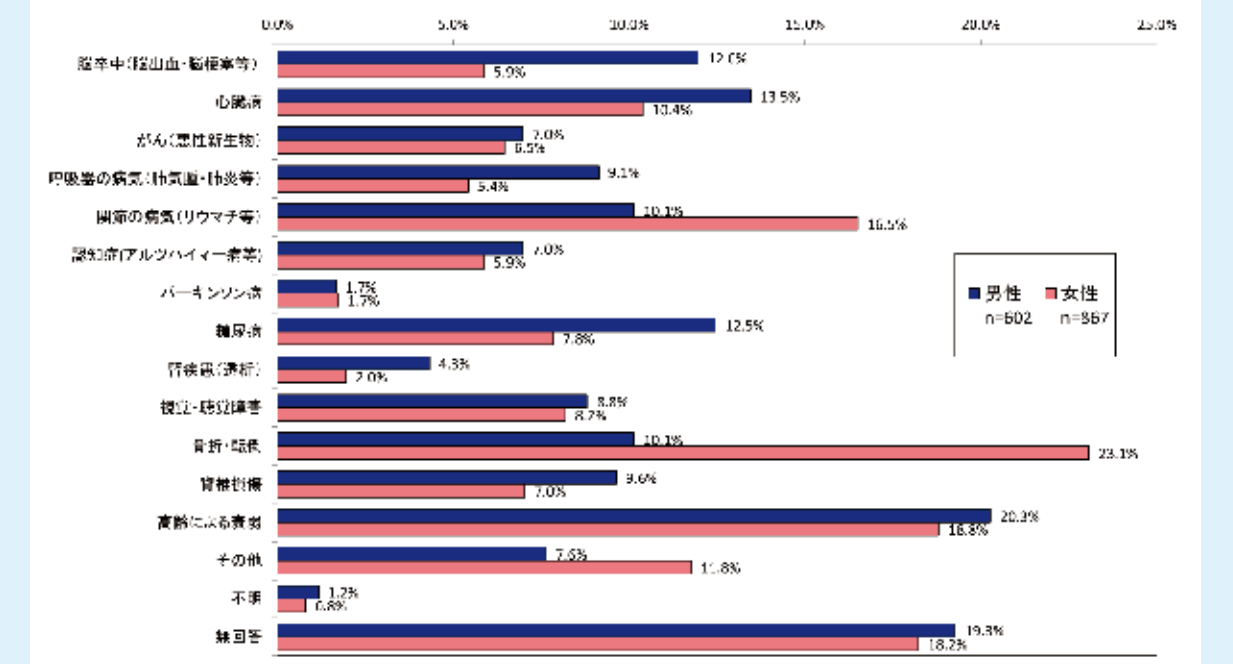
今後

2040年には、高齢者は約23万人(3.7万人増)高齢化率 33.1%  
特に75歳以上の後期高齢者数が急増 10.1万人→13.7万人(+3.6万人)



現状

介護・介助が必要となった主な原因は、高齢による衰弱のほか、男性は脳卒中や心臓病等の生活習慣病、女性では骨折・転倒等のフレイル※が多い。  
※フレイルとは、加齢に伴い心身の活力(筋力・認知機能・社会とのつながりなど)が低下し、障害・要介護状態、死亡などの危険性が高くなった状態





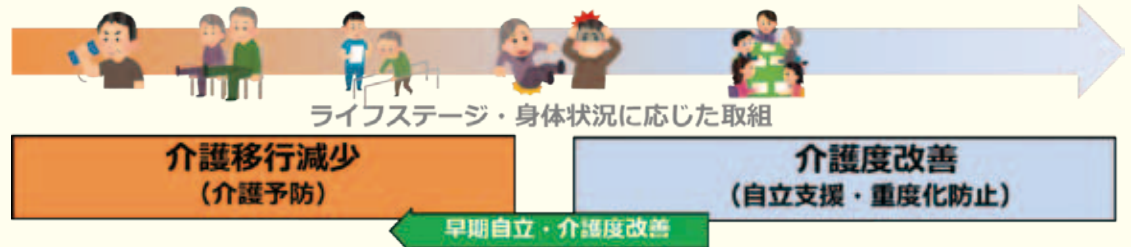
## 1.生きがいづくり

- **地域における活躍の場の拡充**  
高齢者が自らの能力を生かし、地域の支え手として活躍できる機会を創出し、活動の活性化に向けて支援していきます。
- **趣味・学習等を通じた交流の機会の拡大**  
高齢者が生きがいを持ってその人らしく暮らし続けていくことができるよう、「老人福祉センター」や「老人憩の家」等の活動拠点の積極的な活用に加え、また、高齢者健康サロンや、一般介護予防事業として推進する「くまもと元気くらぶ」等、住民主体の通いの場の活動を引き続き支援し、趣味や学習、運動等による交流の機会の拡大に努めます。
- **高齢者の就労支援**  
高齢者が自らの経験や知識を生かしながら社会の担い手として活躍できるよう、就業機会の確保や高齢者活用の意識の醸成を図り、また、シルバー人材センターの活動を支援し、高齢者の就労を通じた生きがいづくりを支援します。



## 2.健康づくり

- **健康づくりとフレイル(※)対策**  
市民自らの健康意識の醸成や、地域全体で健康づくりを支援する健康まちづくりへの取り組みにより、健康寿命の延伸とQOL(生活の質)の向上を目指し、その一環として高齢者のフレイル対策に取り組みます。
  - **介護予防・日常生活支援総合事業**  
介護予防事業の推進とともに、要支援者等の高齢者が求める、日常生活上の困りごとや外出に対する多様な支援等について事業所に加え、高齢者等、地域住民の力を活用した多様な生活支援サービスの充実を図ります。
  - **自立支援・重度化防止**  
高齢者が住み慣れた地域で可能な限り自立した生活を送るための、自立支援・重度化防止の取組を推進し、介護サービス利用者の要介護度の改善等につなげます。
- ※ **フレイル**とは…  
加齢とともに、心身の活力(例えば、筋力や認知機能、社会とのつながり等)が低下し、要介護などの可能性が高くなった状態のこと。多くの高齢者が中間的な段階フレイルを経て徐々に要介護状態に陥るといわれています。⇒フレイルは、「早期の適切なケア・支援」により、生活機能の維持向上が可能です。



## 3.生活支援

- **自立生活支援**  
高齢者が地域で自立した生活を行っていくために必要な多様なサービスを提供できる体制を整備します。
- **災害時における支援**  
災害時に高齢者等の生命と身体を守り、被害を最小限に抑えるため、一人では避難行動ができない高齢者の避難誘導や支援を行う体制づくりに取り組むとともに、被災後の生活や健康支援等を行う体制の強化を進めます。
- **移動手段の確保と交通安全意識の高揚**  
高齢者が地域で安心して暮らしていくことができるように、高齢者の移動手段を確保するとともに交通安全意識の高揚に向けた取組を進めます。
- **重層的支援体制の整備**  
地域共生社会を見据え、地域や高齢者支援センターささえりあをはじめとした関係機関とともに、相談者の属性・世代・相談内容にかかわらず、熊本市全体で相談を受け止め、支援する体制(重層的支援体制)について検討を進め、整備を図っていきます。

# 第8期 くまもとはつらつプラン 熊本市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

## 基本理念

高齢者の人権と自立が尊重され、みんなで  
支え合いながら、住み慣れた地域で健康でいきいきと、  
その人らしく安心して暮らせる社会

## 計画の目標

65歳以上の元気な高齢者の割合※ **78.46%**

※「元気な高齢者の割合」とは、「要介護・要支援の認定を受けていない方の割合」です。今後、後期高齢者の目標増加が見込まれますが、要介護認定を受ける方の増加を抑えることで、その割合維持していくことを目標としています。

### 重点方針1.

「生涯現役」として活躍し続けられる、  
多様な社会参加の機会の創出

生涯現役

### 重点方針2.

「生涯健康」でいきいきとした生活が送れる、  
地域の健康づくりや介護予防の促進

生涯健康

### 重点方針3.

「生涯安心」して暮らせる、支援体制の確保・強化と自立支援・重度化防止の理念の普及

生涯安心

高齢者となっても多様なライフスタイルの中でそれぞれが「生涯現役」でありつづけるために、個人やグループで「生涯健康」であるための取組を継続しやすく、また、支援が必要となった場合においても、「生涯安心」して暮らせる社会に向けた様々な取組を一体的に進めます。

## 4.住まいの確保

- **自らに合った暮らし方を選択できる住まいづくり**  
自らの望む住まいで住み続けられるよう、持ち家、賃貸住宅、高齢者福祉施設、市営住宅における高齢者に配慮したハード面の質を高め、加齢による身体機能の低下等の状況変化にあわせて住まいを選択できるよう、住み替え支援等を行うことにより、高齢者の多様化する居住ニーズにあわせて高齢者が自らに合った暮らし方を選択できるようにします。
- **安心して暮らせる環境づくり**  
高齢者が持ち家や賃貸住宅、福祉施設等、どのような住まいで暮らしていても、安心して生活できるようにするため、高齢期の暮らしに関する情報提供や意識啓発、相談体制の充実等により、高齢者が安心して暮らせる環境を整備します。

## 5.認知症の人の支援

- **認知症の正しい理解に向けた普及啓発・本人発信支援**  
認知症サポーターの養成・活用等による市民への認知症の理解の浸透に努めるとともに、世界アルツハイマーデー等の機会を捉え、本人発信を含むイベント等の普及啓発に取り組みます。
- **認知症の予防**  
認知症の予防に関する調査研究を注視しつつ、運動不足の改善、生活習慣病予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等が認知症予防に資する可能性が示唆されていることから、「通いの場」等の普及拡大と参加促進を図ります。  
※「予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味です。
- **適切な医療や介護サービスへのつなぎと対応・介護者への支援**  
認知症の早期発見や適切なケアを実施できるよう、かかりつけ医や歯科医師、薬剤師等の医療関係者、介護サービス従事者等に認知症に関する研修を行うとともに、認知症疾患医療センターを中心とした専門医療機関、認知症サポート医、かかりつけ医との連携を強化し、認知症の人の身近な地域で症状に応じた適切な医療を提供できる体制を構築します。また、相談の中で認知症が疑われる人や、診断につながらない認知症の人等の困難事例等に対しては「認知症初期集中支援チーム」により適切な初期対応を図ります。介護者等への支援として、必要な知識や技術習得のための介護教室の開催、認知症の人やその家族が集う認知症カフェに関する情報提供、高齢者支援センターささえりあや各区役所の認知症地域支援推進員、認知症コールセンター等の気軽に相談できる体制を継続します。
- **認知症/バリアフリーの推進、若年性認知症の人への支援**  
認知症になってからもできる限り住み慣れた地域で普通に暮らしていくための障壁を減らしていく「認知症/バリアフリー」の取り組みを推進します。また若年性認知症の人への支援として、認知症コールセンターに若年性認知症専門コーディネーターを配置し就労支援を含めた相談窓口としての機能を担います。

## 6.権利擁護

- **虐待の防止と対応**  
虐待の発生予防・早期発見のための相談窓口設置や知識・理解の普及啓発、通報義務の周知等の取組の推進、関係機関との連携体制の構築を進めます。
- **成年後見制度等による権利擁護**  
成年後見制度の利用を促進するため、保健・医療・福祉・司法の専門職団体・関係機関が連携協力する権利擁護の地域連携ネットワークの構築を図り、認知症等により判断能力等が低下し支援を必要とする高齢者の人権を尊重し、権利が守られるよう支援します。



## 7.在宅医療・介護の推進

- **切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築**  
在宅医療・介護を実践していくため、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、介護支援専門員(ケアマネジャー)、介護福祉士等の多くの専門職がお互いの専門的な知識を活かしながらチームとなって患者や家族をサポートしていく体制を構築します。
- **地域の在宅医療・介護を担う人材の育成**  
在宅医療のための訪問診療等を担う医師の確保、医療・介護に携わる多職種連携研修会の開催等による医療・介護専門職の連携強化、24時間体制で在宅生活を支えるサービスの普及を図り、在宅医療・介護体制の構築を図ります。
- **在宅医療や介護等に関する市民への普及啓発**  
市民が希望する医療・介護サービスを選択することができるように、在宅医療や介護等に関する市民講演会、ふれあい出前講座、パンフレットの配布を通じた市民啓発を行います。また、熊本市版エンディングノート「メッセージノート」を用いる等、市民一人ひとりが、人生の最後をどのように迎えたいかを考えるきっかけづくりを支援します。

## 8.介護保険制度の円滑な運営とサービスの質の向上

- **広報・情報提供の充実**  
介護保険の利用にかかる意識啓発に努め、介護サービスに関する情報を様々な媒体を用いて積極的に周知します。
- **公平・公正な運営の確保**  
要介護認定の平準化に向けた取り組みや中立・公正な地域包括支援センターの運営確保及び適正な指定及び指導監督の実施を行い、介護給付費の適正化を図ります。
- **介護サービスの質の向上**  
介護支援専門員(ケアマネジャー)、介護サービス従事者の資質向上を図るとともに、介護サービス事業者への助言・指導を行い、利用者からの相談や苦情へ適切に対応していきます。
- **介護人材の確保**  
介護職への理解度向上とイメージアップ、幅広い人材確保、介護人材の定着促進に取り組みます。
- **利用者負担軽減制度の利用促進**  
利用者や社会福祉法人への制度周知、社会福祉法人に対する更なる事業実施への協力依頼を行います。
- **障がいのある高齢者に対する支援**  
障がい者が65歳以上になっても従来から障がい福祉で受けてきたサービスを継続して受けやすくなることができ、共生型サービスにより、介護保険サービスを円滑に利用できる環境づくりを進めます。
- **災害や感染症対策に係る体制整備**  
近年の災害発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえた体制整備を推進します。
- **関係団体・機関との連携**  
居宅介護支援事業者や介護サービス事業者、保健・福祉・医療等の関係団体との定期的な情報交換などによる連携を強化します。



## 9.介護サービスの基盤等の整備

- 団塊の世代が75歳に到達する2025年のサービス水準の推計を踏まえた、特別養護老人ホーム等の施設・居宅系サービス基盤の整備に取り組みます。
- 地域包括ケアシステムを推進する観点から、地域密着型サービスを積極的に整備し、特に整備が進んでいない行政区や日常生活圏域に優先的に整備を行います。